

令和7年度大月町空き家等実態調査業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、令和7年度大月町空き家等実態調査業務について、公募型プロポーザル方式により受注候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 令和7年度大月町空き家等実態調査業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 別紙「令和7年度大月町空き家等実態調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限額

金4,180,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、本業務に係る費用の上限額とし、上記金額を上回る額での提案は認めない。

※また、この金額は企画提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、大月町契約規則を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の欠格事由）に該当していないこと。
- (2) 大月町入札参加資格を有するもの。

※ただし、大月町入札参加資格の有無に関わらず広く提案を求める必要があるため、次の各号に掲げる書類を提出し確認を得ることで、本プロポーザルに参加することができる。

①履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

②財務諸表 ※最新のもの

③法人事業税の納税証明書

※過去2年間について確認のとれるもの、本社もしくは契約を予定する事業所等の所在する都道府県発行の納税証明書

- (2) 公共団体から競争入札参加有資格者指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 過去5年以内において、関係人口拡大関連業務に類する契約を地方公共団体との間で締結し

た実績を有していること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

(6) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

3 提案のスケジュール

① 募集開始（公告）	令和 7 年 8 月 26 日（火）
② 質問書の提出期限	令和 7 年 9 月 3 日（水）まで
③ 質問に対する回答	令和 7 年 9 月 9 日（火）まで
④ 参加申込書の受付期限	令和 7 年 9 月 11 日（木）まで
⑤ 企画提案書等の提出期限	令和 7 年 9 月 18 日（木）まで
⑥ プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和 7 年 9 月 25 日（木）
⑦ 審査結果の通知	令和 7 年 10 月上旬
⑧ 契約の締結	令和 7 年 10 月上旬

4 質問の提出及び回答

(1) 提出方法

質問票（様式 3）により電子メールで提出することとし、電話連絡等により受信確認を行うこと。また、電子メールを送信する際の題名には提案事業者名を必ず記載して送信すること。
※他の方法による質問には、一切応じないものとする。

(2) 提出期限

令和 7 年 9 月 3 日（水）17 時まで

(3) 提出先

「14 書類提出及び問い合わせ先」とする

(4) 回答の期限及び方法

提案事業者からの質問に対する回答については、質問者を伏せた形で、本町ホームページにて令和 7 年 9 月 9 日（火）までに回答を行う。ただし、質問の内容によっては本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書等の修正事項とみなし取り扱う。

5 参加申込み

本業務への参加申し込みは、受付期間内に「14 書類提出及び問い合わせ先」に記載する提出先まで郵送（必着）または持参にて下記の書類を提出するものとする。

(1) 提出期限 令和 7 年 9 月 11 日（木）17 時まで

(2) 提出書類

- ①プロポーザル参加申込書（様式1） 正本1部
- ②会社概要書（様式2、任意様式可） 正本1部

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和7年9月18日（木）17時まで

(2) 提出方法

持参又は簡易書留による郵送（提出期限までに必着）

(3) 提出書類

- ①プロポーザル審査書類提出書（様式4）
- ②企画提案書
 - (ア) 様式 任意様式、A4横、20ページ以内（両面複写可）
 - (イ) 作成要領

別紙「仕様書」の業務内容を踏まえ、企画提案書を作成、提出すること。なお、企画提案書には企画提案のポイント、業務実施方法等を明瞭に記載するとともに、提案者独自の取組み、追加提案等のアピールポイント等があれば、その旨を記載すること。

- ③同種・類似業務の実績確認書（様式5、任意様式可）
- ④本業務に係る実施スケジュール、実施工程表、業務実施体制（任意様式）
- ⑤配置予定責任者の資格、経歴、手持ち業務等の状況（任意様式）
- ⑥見積書（様式6、内訳明細についてはA4を用いた任意様式）
 - (ア) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。
 - (イ) 本体価格並びに消費税及び地方消費税の額を明記すること。
 - (ウ) 見積金額の内訳書を添付すること（任意様式）。

追加提案する業務を含め、業務遂行に必要なすべての作業項目及び経費を見積もるものとし、内訳書に回数・単価等が分かるように記載すること。

⑦誓約書（様式7）

(4) 提出部数

- ①～⑦の書類を1つに綴じ、5部（正本1部、副本4部）

(5) 留意事項

- ①企画提案書については、用紙下部にページ番号を付すること。
- ②正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないよう留意すること。
- ③企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- ④提出書類の差替、修正、追加等は認めない。ただし、本町の判断で補足資料の提出を求めることがある。

7 参加辞退届

参加申込書を提出後、やむを得ない理由が生じ参加を辞退する場合は、速やかに「14 書類提出及び問い合わせ先」まで参加辞退届（様式 9）を持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は提出した旨を電話連絡すること。

8 プレゼンテーションの実施

（1）実施日 令和7年9月25日（木）

別に定める「令和7年度大月町空き家等実態調査業務の委託に係る公募型プロポーザル評価要領」（以下「評価要領」という。）に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

（2）実施場所 大月町役場2階 大会議室

審査は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

（3）実施時間 1事業者あたり30分（提案説明20分、質疑応答10分）とする。

（4）出席者

参加人数は問わないが、配置予定責任者は、原則として出席すること。

（5）その他

①参加者が多数の場合は、実施時間の短縮又は書類審査により事前にプレゼンテーションに参加できる者を選定する場合がある。

②プレゼンテーションは非公開で行うものとする。

③日時、場所等の詳細については、別途メールにて通知する。

④大月町役場内での対面形式又は web 会議システム「Zoom」を用いたオンライン形式のいずれかを提案者が選択できるものとする。

⑤プレゼンテーションの際にパソコン等の使用を認めるが、スクリーン及びプロジェクター以外の機器（HDMI ケーブル以外の接続ケーブルを含む）は各自準備すること。

9 審査及び審査結果の通知と公表

（1）審査

別に定める「評価要領」の規定に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査の内容を総合的に採点し、その合計点数が最も高い者を優先交渉権者（最優秀提案者）として選定する。

（2）審査結果の通知と公表

審査終了後、速やかに全参加者に対し、審査結果を町公式ホームページ及びメールにより通知する。

10 提出書類作成上の留意点

（1）提出書類等は、原則としてA4用紙（文字サイズ：10.5ポイント以上）を用いること。ただし、図またはイラスト等については、必要に応じてA3用紙の使用も可とする。

（2）両面複写は単一の書類に限り可とし、異なる様式等の両面複写は行わないこと。

- (3) 正本と副本の内容は、字体・色等を含めて同一とすること。

1 1 契約の締結

- (1) プロポーザルの優先交渉権者（最優秀提案者）に選定された事業者は、仕様書及び企画提案書等の内容を基本に委託者と協議し、協議が整った時点で、随意契約により契約を締結する。
- (2) 企画提案書等に記載された項目については、原則契約する際の仕様とする。ただし、本業務の目的達成のため必要な場合においては、協議の上、内容を変更することがある。
- (3) 上記（1）及び（2）により、提案上限額を超えない範囲で契約予定金額の調整を行うことがある。
- (4) 辞退その他の理由で契約が出来なくなった場合については、次順位者と契約の交渉を行うこととする。

1 2 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 参考見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) 上記（1）～（4）に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為など、町長が失格とすることが適当であると認めた場合

1 3 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出した書類の修正又は変更は一切認めないものとする。
- (3) 契約締結後、本業務において作成した成果品の所有権、著作権、利用権については、町に帰属するものとする。
- (4) 提出された書類は、一切返却しないものとする。
- (5) 本要領に示した書類のほかに町長が必要と認める書類の提出を求めることがある。

1 4 書類提出及び問い合わせ先

大月町役場 まちづくり推進課 地域対策係（担当者：田村、松本）

〒788-0302 高知県幡多郡大月町弘見 2230

TEL 0880-73-1181(直通) FAX 0880-73-1380

メールアドレス chiiki@town.otsuki.lg.jp